

令和 8 年度前橋市こども預かりサービス利用料軽減補助金交付要項

令和 8 年 4 月 1 日から適用

取扱担当課  
前橋市役所こども施設課（保健センター 2 階）  
電話 0 2 7 - 2 2 0 - 5 7 0 5（直通）

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	認可外保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用料の一部を補助することにより、当該保護者の経済的負担を軽減し、もって子育てと就労の両立を支援します。
内容	<p>補助対象者</p> <p>この補助金の交付対象となる方は、次のすべての要件に該当する保護者です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用時に市内の住所を有していること。</li> <li>2 同一世帯でこどもを 3 人以上扶養していること。</li> <li>3 第 3 子以降の児童が小学校就学前の児童であること。</li> <li>4 第 3 子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。</li> <li>5 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による新 2 号認定又は新 3 号認定を受けていないこと（企業主導型保育施設にあっては、国の無償化対象となっていないこと）。ただし、幼稚園利用者は、この限りではありません。</li> <li>6 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</li> <li>(2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</li> <li>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</li> <li>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</li> <li>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</li> <li>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</li> <li>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</li> <li>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</li> </ol> </li> </ol>

<p>交付の対象となる認可外保育施設及び対象経費</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 197 1062 264">対象となる認可外保育施設</th> <th data-bbox="1062 197 1361 264">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 264 1062 801"> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する保育施設及びこれに準ずる保育施設。（県及び市に認可外保育施設設置届出書又は認可外保育施設運営状況報告書を提出している保育施設をいいます。） ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第4項に規定する保育機能施設を除きます。</p> </td> <td data-bbox="1062 264 1361 801"> <p>交付対象である児童が左記施設を利用したときに支払った、令和8年4月から令和9年3月分までの利用料相当額（入会金等は除く。）ただし、利用料のうち、副食費は除く。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		対象となる認可外保育施設	対象経費	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する保育施設及びこれに準ずる保育施設。（県及び市に認可外保育施設設置届出書又は認可外保育施設運営状況報告書を提出している保育施設をいいます。） ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第4項に規定する保育機能施設を除きます。</p>	<p>交付対象である児童が左記施設を利用したときに支払った、令和8年4月から令和9年3月分までの利用料相当額（入会金等は除く。）ただし、利用料のうち、副食費は除く。</p>
対象となる認可外保育施設	対象経費					
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する保育施設及びこれに準ずる保育施設。（県及び市に認可外保育施設設置届出書又は認可外保育施設運営状況報告書を提出している保育施設をいいます。） ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第4項に規定する保育機能施設を除きます。</p>	<p>交付対象である児童が左記施設を利用したときに支払った、令和8年4月から令和9年3月分までの利用料相当額（入会金等は除く。）ただし、利用料のうち、副食費は除く。</p>					
<p>交付金額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 846 839 920">施設の利用状況</th> <th data-bbox="839 846 1361 920">交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 920 839 1070"> <p>定期的な利用(※)</p> </td> <td data-bbox="839 920 1361 1070"> <p>月額27,000円を限度とし、保護者が実際に支払った利用料相当額</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 週1回以上など、定期的に施設を利用している状態</p> <p>交付金額の上限は、交付対象である児童一人当たり月額27,000円までとし、令和8年度前橋市一般会計予算に予算計上された範囲内の額とします。ただし、幼稚園利用者又は市外の新制度未移行園の利用者は、国の無償化（施設等利用費）の額と本補助事業による交付金額との合計が月額27,000円以下となるよう交付金額が調整されます。</p>		施設の利用状況	交付金額	<p>定期的な利用(※)</p>	<p>月額27,000円を限度とし、保護者が実際に支払った利用料相当額</p>
施設の利用状況	交付金額					
<p>定期的な利用(※)</p>	<p>月額27,000円を限度とし、保護者が実際に支払った利用料相当額</p>					
<p>交付申請の方法及び時期</p>	<p>次の書類を次により提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書</li> <li>2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 請求書</li> <li>(2) 次のア、イのうち、いずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 施設利用料受領証明書</li> <li>イ 利用児童、利用施設、利用形態（月単位）、利用料の確認できるもの</li> </ol> </li> <li>(3) 同一世帯でこどもを3人以上扶養していることが確認できる書類（必要な方のみ）</li> <li>(4) その他必要となる書類</li> </ol> </li> </ol>					

		<p>3 申請の時期</p> <table border="1" data-bbox="496 197 1370 488"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請期日</th> <th>補助対象 施設利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>令和8年7月まで</td> <td>令和8年4月から6月まで</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>令和8年10月まで</td> <td>令和8年7月から9月まで</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>令和9年1月まで</td> <td>令和8年10月から12月まで</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>令和9年3月まで</td> <td>令和9年1月から3月まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>申請時期は上記を原則とし、最終締め切りは令和9年3月31日とします。</p>		申請期日	補助対象 施設利用期間	第1回	令和8年7月まで	令和8年4月から6月まで	第2回	令和8年10月まで	令和8年7月から9月まで	第3回	令和9年1月まで	令和8年10月から12月まで	第4回	令和9年3月まで	令和9年1月から3月まで
	申請期日	補助対象 施設利用期間															
第1回	令和8年7月まで	令和8年4月から6月まで															
第2回	令和8年10月まで	令和8年7月から9月まで															
第3回	令和9年1月まで	令和8年10月から12月まで															
第4回	令和9年3月まで	令和9年1月から3月まで															
交付決定の時期等		<p>申請書類等の審査及び調査を行い、第1回申請分は概ね8月まで、第2回申請分は概ね11月まで、第3回申請分は概ね令和9年2月までに交付の可否、金額等を決定し、通知します。第4回分申請分は3月31日付で交付の可否、金額等を決定し、通知します。</p>															
請求の方法、支払時期等		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書（様式第5号）により請求してください。</li> <li>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</li> <li>3 申請者は、事務処理の円滑化を図るため、補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書と併せて補助金交付請求書（様式第5号）を提出することができます。この場合において、市は交付決定および補助金額の確定後に請求書を受理したものとして取り扱います。</li> <li>4 前項により請求書が併せて提出された場合でも、支払期限は、市が補助金額を確定した日（交付決定の日）を基準として起算します。 ただし、第4回申請分については、令和9年3月31日付で補助金額を確定後、同年5月までに支払うものとします。</li> </ol>															
交付決定の取消し又は補助金の返還		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</li> <li>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</li> </ol> </li> <li>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消に係る部分の金額</li> </ol> </li> </ol>															
申請書等の様式		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書（様式第1号）</li> <li>2 施設利用料受領証明書（様式第2号）</li> <li>3 交付決定通知兼確定通知書（様式第3号）</li> <li>4 不交付決定通知書（様式第4号）</li> <li>5 補助金交付請求書（様式第5号）</li> </ol>															